

職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様には深くお詫びし不祥事の再発防止に向け、より一層、職員の服務規律の確保に努めてまいります。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
戒告	上下水道局 下水道施設部 一般職 (30 歳)	令和 4 年 4 月 1 日 (金)、通勤途上に自家用 自動車を運転中、自転車走行帯を並走していた自転 車に接触し、被害者への救護義務を果たさずにその場 を離れた後、自ら警察に通報した。 なお、令和 4 年 11 月 10 日 (木)、起訴猶予に より不起訴処分となったもの。	地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号 及び第 3 号に該当

2 処分日

令和 5 年 3 月 1 日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課: 上下水道局 サービス推進部 事業サポート課 電 話: 072-250-9114 ファックス: 072-250-9146
----------------------------	--